IMF体制下における通貨価値 決定権と国際裁判

佐 藤 好 明

第一款 IMF体制

1930年代の大不況は、第一次世界大戦後、鉱工業及び農業の生産が過剰気味であったにもかかわらず、旧平価による金本位制度への復帰を目指したデフレ政策が採用されたことに起因するものであった。このデフレギャップが表面に踊り出た契機は、1929年アメリカが株の暴騰を抑えるために、大幅な金融引締を行ったことであった。このために金利の上がったアメリカに短期資金が回収されて流入し、これが欧州の金融恐慌を引き起した。各国は恐慌における物価の暴落を元に戻すためには貨幣価値を下げればよいとの考えから、為替切下げを行なった。この為替切下げは、他国の切下げを招き、国際貿易が不安定なものとなり、各国はブロック経済に突入したため、世界経済は解体した。

IMFは、上の1930年代の苦い経験の反省と教訓から生れたものである。恣意的な外国為替の操作は、世界経済の破壊しかもたらさないとの確認の上に、IMFでは、各国の通貨の対外価格が金あるいはドルとの関係で固定される相場が採用された。IMF体制に於ても、最終的決済手段は金であるが、金は歴史的に必ずしも他の商品の生産拡大と同一歩調で増産されず、金不足の事態がしばしば起った。しかも第二次大戦後、金はアメリカに偏在していた。これらの金不足と金の偏在の問題に対処しようとしてIMFは、金為替本位制度を採用した。この制度では、外国保有の自国通貨残高と金との交換に応じるのは、圧倒的に多くの金を保有するアメリカ合衆国だけである。他の国々は、外国保有の自国通貨残高とドルとの国定相場による交換に応じることによって、間接的に自国通貨の金価値を保証する、従って、この制度では極めて小規模な金準備で、集団全体として巨額の流動性を持ち得、従って巨額な国際取引を可能にす

一 橋 研 究 第30号

(3) る。尤も,アメリカが金のドル交換を行ったのは,**IMF**協定下の法的義務としてではなく,アメリカの1934年金準備法という国内法による一方的行為としてであった。ここに国際機構としての**IMF**の弱点があったと言える。

さて、IMFの第二の任務は、国際貿易などの経常取引によって生じる国際 ではを自由化することである。貿易面での自由化を目指すものがGATTであるが、その金融面での自由化、即ち、多角的でしかも規制のない支払を目指すものがIMFである。尤も資本取引の自由化はOECDの目標であって、IMFのそれではない。従って、IMFに関する限り加盟国は資本取引の規制をするとが許される。

IMFの第三の任務は、加盟国で為替の安定維持に要する資金が不足したときに、これに対して融資を行うことである。IMFに対して払込まれた各加盟国からの出資金に対してIMFは完全な所有権と運用権を有し、この出資金を基礎にしてはじき出された額を限度として、短期的攪乱要因による国際収支の赤字に悩む加盟国にIMFが貸与するのである。

- (1) 毎日新聞社, エコノミスト, 1974年11月11日号, at p. 10—15.
- (2) 小泉明,「国際通貨の本質と機能」, 国際金融講座 I 国際金融, at. p. 21.
- (3) 堀江薫雄、国際通貨基金の研究、昭和37年、at pp. 18-22.
- (4) Joseph Gold, the International Monetary Fund and International Law. at p. 20.
- (5) 酒井一夫,「国際通貨の本質と発展」,in 村野等編,国際金融,1968, at p.21.
- (6) Hug, the Law of International Law of Payments, in Recueil des Cours 1951— ∏, at p. 556.
- (7) 堀江薫雄、国際金融入門、1964. at p. 69.
- (8) Hug., op. cit, at p. 557.
- (9) ibid., at pp. 557—8.
- (10) ibid.

第二款 IMF体制における通貨価値決定権

金あるいは他国通貨との関係での通貨の価値を決定する権限は、主権に属するものとされ、伝統的に国家によって一方的に行使されてきた。従って、為替相場が国際社会に影響あるものとされ、IMFの管理下に置かれるようになったことは、実に革命的であった。

第一項 第一次平価 (initial par value)

IMF協定第4条第1項(a)によって、加盟国は金又は米ドルによって通貨の為替平価を設定・表示しなければならないとされた。原加盟国(協定第2条第1項)は、1945年10月28日の時点での為替相場を平価とされたが、これを不満とするときには、IMFと協議して決定するものとされ、協議が不調の場合脱退するものと見なされることになっていた。1946年12月18日には原加盟国中32ヶ国が第一次平価を設定し、残り7ヶ国も後に設定した。

さて、少なくともこれら原加盟国と1964年6月1日の決議前の決議によって IMFに加盟した国々については、平価を協定するために IMFに通知をなし、協定に達しなければ加盟国としてとどまれないという規則に従った。この為、第一次平価の設立に関する実質的要件は、国際法たる IMF協定によるものであり、この要件を満たすことによって加盟国は、通貨の IMF内における国際的地位を認められたのである。この意味で平価設定は国内管轄事項ではなく、国際法の規律する事項となったのである。(1964年6月1日の決議以後は加盟国の条件が緩和されたが、平価設定が国際的管理に服する点は同様である。)

第二項 外国為替相場の基礎としての平価

規定上,外国為替取引は厳密に上の平価で行われることを要求されない。為替取引の最高及び最低の相場は、例えば直物の場合、1%の範囲内に維持されることが要求されただけである(協定第4条第3項)。とは言え、国家が自国通貨の価値を自由に決定、変更できた伝統的事態から、一変して諸国は、その通貨の価値を固定、維持しなければならず(固定相場制)しかも、相手国あるいは商品毎に対外交換比率を変えることも許されなくなった(単一相場制)。これらが IMF体制の特徴である。尤も、上述の範囲内(直物なら1%)でならば、

変動相場や複数の為替相場を採ることも許される。

加盟国は為替の安定を維持しなければならない(協定第4条第4項)が、その手段は協定に反しなければ自由に選択できる。一般的には、中央銀行や為替安定資金などによる為替市場への介入である。

第三項 平価の変更

IMF体制において加盟国は平価を維持しなければならないが、決してその硬直的恒久化を狙いとするものではない。長期的要因のため国際収支のバランスが維持できない場合には、これを基礎的不均衡として、この時に限り、平価の変更を加盟国がIMFに提議できる(協定第4条第5項)。基礎的不均衡は法律的に厳密な定議が与えられていない。定義が困難なこと、強いて定義すれば、IMFの弾力的政策が不可能になるなどの理由による。加盟国は提議の後IMFと協議しなければならず、その後に限り平価の変更ができる(協定第4条第5項(b))。提議された平価の変更が第一次平価の10%以内であれば、IMFは同意しなければならない。10%を越える変更についてIMFは同意も異議を唱えることもできる(第4条第5項(c))。この変更の幅は、基礎的不均衡を是正するに十分に大きくなければならないが、不当な利益を貿易で上げるほど大きすぎてもいけない。

変更が10%以内の場合以外に I MFが同意を与えなければならない三つの場合がある。第一;平価変更が I MFの加盟国の国際取引に影響を与えない場合(協定第4 条第5 項(e))。この奇妙な規定はブレトンウッズ会議に出席したソ連代表の要請によって挿入された。即ち、ソ連の貨幣ルーブルが国際的に使用されておらず、その平価は金との関係でしか問題にならないから、平価変更に I MFは異議を唱えてはならないとされたのである。実際にはソ連は I MFに加盟しなかったため、この規定が過用されたことはない。

第二の場合;平価変更の幅が10%を超えていても,それが基礎的不均衡是正 に必要な場合(協定第4条第5項(f)前段)。

第三の場合;平価変更を提議した国の国内の社会的又は政治的政策を理由とする場合(協定第4条第5項(f)後段)。これは、平価変更に対するIMFの異

議を、純経済的指標による場合に限定しようとしたイギリスの意向の反映である。即ち、1943年9月から10月にかけて行われたケインズとホワイトの会議で、「提議された変更を検討する際にはIMFは、生産費、国際収支及び準備高を考慮に入れ、一国の社会的政策は考慮に入れないこと」を提案した。けれども具体的な指標を条文に盛込むことにアメリカ側から反対されて、本会議を要約した1944年4月の共同声明では「特にIMFは、変更を申立てた国の国内の社会的政治的政策を理由にして、均衡回復に必要な申請された変更は却下しない(9)ものとする」と規定されていた。

従って、IMFが平価変更の提議に異議を唱えうる場合は非常に限定されていて、変更幅が10%を超えていて、基礎的不均衡是正に不必要であると純経済的理由によって判断できる場合のみである。

第四項 通貨価値決定権とIMF体制下での義務

一旦設定された平価は、金との関係でも(協定第4条第2項)あるいは外国 通貨との関係でも(同条第3項)固定され、この固定関係を加盟国は維持する ことが規定されている(同条第4項)。本項では、この規定が、主権に属する 通貨価値決定権のIMFへの譲渡を意味するものか、又、この約束により加盟 国が如何なる法的義務を負うに至ったのかを問題とする。

A. 為替の安定に関して協定第1条(Ⅲ)は、この協定の目的の一つとして為替の安定促進を掲げている。F.A.マンによれば、これは単なる目的にすぎず、(10): 解釈の指針にはなっても、何ら権利義務を創設するものではないとされる。確かに、条約目的即条約上の義務であるとは認められない。従って、為替安定の義務的性格については、他の条文を考慮しなければならない。

協定第4条第4項は、為替の安定に関する義務と題して(a)で「為替の安定を促進し、他の加盟国との秩序ある為替取極を維持し、且つ、為替の競争的変更を防止するために、基金と協力することを約束する」と規定している。マンは、この規定に法的性格なしとはしないが、無限定かつ拡大解釈縮小解釈の何れも自在であるため、名目的にすぎない行為を以て義務履行であると主張さ

一橋研究第30号

れる余地が大きいと考える。一国が一方的通貨切下げを行った場合でも、本項(a)の協力義務を根拠として、損害賠償の国際訴訟を提起することはできな(ii) いとマンは考える。

本項(a)に於ける為替の安定の促進、秩序ある為替取極の維持、為替の競争的変更の防止のための「協力」という文言は、なる程、非常に幅のある言葉である。けれども、それは積極的能動的方向でのみ幅があるのであって、為替の安定を妨げ、秩序を乱し、競争的変更に走ることが許されないのは明白である。即ち、消極を越えて、否定的あるいはマイナスの方向への協力ということは許されず、この点から義務違反が発生することになる。「協力」という文言が法概念として堪えられないとは言い切れない。

B. 平価の変更,既に述べた様に,平価の変更に際して,加盟国は,IMFに変更を提議し,その後IMFと協議する義務がある。協定第4条第5項(b)に規定されているこの「協議」の義務も,マンによれば,法的には名目的かつ無内容なものである。IMF外の事件であるが,ポーランドとリスニアの鉄道運輸事件で明らかにされた様に,「協議」の義務には協定に達する義務は含まれないことが指摘されている。そして彼によれば,協議義務に反した国が,協議義務の強制履行を命令されることもなく,損害賠償を命じられるにしても名目的なものになるにすぎないとされる。けれども,上の鉄道運輸事件から類推される様に,協議の義務は,単に,協議開始の義務のみならず,真剣に協議する義務を含むと考えられる。しかも,チェコスロヴァキァのように,平価変更について協議を行わなかったという義務違反を理由の一つとして,IMFから強制脱退せしめられた例が,現にあるのである。

平価変更につき I M F から同意を得るべき事が法律的義務ではないとする者がいる。ゴールドによれば、 I M F から異議のあったにもかかわらず加盟国が平価を変更した場合に、協定第4条第6項により自動的に I M F の資金利用資格を失うこととされているのは、第15条第2項(a)の義務不履行についての扱い方と異るとされる。後者では、 I M F が特に宣言しない限り、資金利用資格を加盟国が奪われることはない。更に、強制脱退の前段階として、第15条第

2項(b)が、義務不履行の場合と、IMFの異議に反する平価変更の場合とを併列していることが両者を区別して扱っていることの証拠とされる。又、第15条第2項(a)で、この規定が第4条第6項の規定を制限してはならない旨定められているが、これも上の両者の区別の証拠とされる。

ゴールドの様に、IMFの異議に反する平価変更、即ち、承認なき平価変更を、義務違反とも、逆に完全な合法とも観念しない立場が必要なのか否かを検討する。例えばA国に基礎的不均衡があって平価変更を提議したが、その幅が大きすぎるか小さすぎるため、IMFの異議にあったとする。これにもかかわらず、A国が提議通りの平価変更を断行したとすれば、ゴールドの立場に立つとき、残余の国々は、義務違反を犯す事なく、同率の切下げを報復的に行える筈である。これでは、相場切下げ競争の発端となりかねない。

義務違反と観念すれば、ここでも残余の国々が原状回復のために同率の切下げが出来る事になり不都合である。従って、prima faci 義務違反ではあるが、義務違反か否かの判定及び、その後の処置は I M F が決定することと解される。ゴールド自身、義務違反としない特権的扱いの価値を疑っている人々の存在することを認めている。この様に解することにより、発端となった国の切下に対して残余の国々が対抗的切下を行うことを許されなくなる。特に、基礎的不均衡を是正するには切下幅が小さすぎるために I M F の承認を得られなかった場合の変更(切下げ)は、義務違反となる不法行為とは言えないから、 I M F は合法と判定するであろう。又、平価切下を強行させた原因が一時的である場合、当事国が I M F 内にとどまって解決に努力する時間を与えるという草案者の意図も達成出来る。

最後に、既に見た様に、IMFは平価の変更の提議に対して社会的政治的政策を理由として異議を唱えることが出来ない。従って、社会的政治的政策を理由として平価変更を提議された場合、IMFには異議の唱え様がない様である。とすれば、提議国の出す理由が、政治的か社会的かはその国の恣意による以上、逆にIMFに承認されない平価の変更を控えて平価を維持すべき義務も恣意的に変えられる不安定なものの様である。けれども、協定第4条第5項(a)に

一 橋 研 究 第 30 号

よって、加盟国は、平価変更の理由として基礎的不均衡以外を援用出来ないとされている。これに対応してIMFも経済的理由以外で平価変更に異議を唱えることを禁じられている。従って、加盟国もIMFも平価変更の理由あるいはそれに対する反対理由として社会的政治的政策を援用することを禁じられている。故に、ここで述べた様な恣意性は回避される。

従って、IMF体制の下では、通貨価値安定の義務があると言える。協定第4条第4項は義務と明示している。チェコの強制脱退事件では、協定第8条第5項(a)に関して加盟国に情報提供義務があるとされた。そして、IMFの承認を得ないで平価変更を行った国から、IMFの基金利用資格を奪った例が(21)ある。このように条約上、通貨、平価、為替相場の安定に関し、条約上義務が規定され、IMFの実行上も義務が確認され、この違反に対しては、IMF資金利用資格剝奪あるいは強制脱退等の制裁が行われている。マンの言うような原状回復の措置がとられないこと、あるいは損害賠償を求める訴訟が行われないことが直ちに、法律上の義務のないことを意味することはない。裁判によっ強制執行されることのない自然債務という概念が国内法に存在する。国際法においては、裁判制度の未整備のため、訴訟によって強制執行されることのない義務は、はるかに多くの場合に存在するのである。通貨安定に関するIMF加盟国の義務も、このようなものであると言える。

- (1) Joseph Gold, the International Monetary Fund and International Law, at p. 12.
- (2) Aufricht, the Fund agreement and the Legal Theory of Money at p. 32-33. in O.Z.O.R. 1959-60
- (3) M. R. Shuster, the Public International Law of Money, at p. 120.
- (4) ibid, at p. 122.
- (5) ibid.
- (6) ibid, at pp. 123-4.
- (7) Fawcette, the International Monetasy Fund and International Law at p. 39 in B. Y. I. L. 1964.
- (8) J.K. Horsefield, the International Monetary Fund 1945—1965, vol. 1, at p. 61 以下 History, vol. 1 と略す。

- (9) History, vol. | at p. 133.
- (10) F. A. Mann, Money in Public International Law, at p. 38, in *Recueil des Cours 1959 I*. マンによれば、モロッコのアメリカ人事件で条約に掲げられた目的が拘束力を認められたのは、当事国の発言による特殊な場合で、一般化できないとされる。ibid., at pp. 38—40.
- (11) ibid., at. pp. 40-2.
- (12) チェコスロヴァキアが強制脱退させられた事件で、脱退理由の一つに協定第8条第5項(a)違反が挙げられた (Joseph Gold, Interpretation by the Fund, 1968, at p. 11.)。同条は加盟国の一般的義務と題して、第5項(a)で、「基金は加盟国に対し……情報の提供を要求することが出来る」と規定しているが、この情報に精粗の幅が認められることは同項(b)で明示されている。にもかかわらず、チェコの情報不提供は義務違反とされたのである。
- (13) Mann, op. cit., at p. 43.
- (14) History, vol. I, at pp. 359-361.
- (15) Joseph Gold, Unauthorized Changes of Par Value and Fluctuating Exchage Rates in the Bretton Woods System, in A. J. I. L., v ol. 65, at pp. 117—20.
- (16) 協定第18条参照。
- (17) Joseph Gold, the Legal Structure of the par Value System, at p. 175. in Law & Policy in International Business, vol. 5.
- (18) J. Gold, Unauthorized Changes of Par Value and Fluctuating Exchange Rates in the Bretton Woods System, at p. 120 in A. J. I. L., vol. 65.
- (19) Mann, op. cit., at p. 45.
- (20) チェコスロヴァキア強制脱退事件で、チェコは、国家の安全を理由として情報 提供義務違反を正当化しようとしたが、認められなかった(*History*、vol. I, at p. 363.)。
- (21) 1948年1月26日フランスが I MFの同意なく平価を変更したことに対するものである。(J. Gold, Unauthorized Changes, pp. 120—122.) 又, チェコの強制脱退事件でも,その過程で,チェコは I MFの資金利用資格を奪われた (History, vol. I at p. 361.)。
- (22) チェコが強制脱退させられたのは、平価変更を行なうに際し、IMFとの事前の協議もなく、IMFの同意を得ず行なったこと、平価変更後IMFから要求された情報を提供しなかったためである (*History*, vol. I at pp. 359—361.)。

第三款 国際通貨基金協定の解釈と国際裁判

通貨価値安定義務違反をめぐってIMF加盟間あるいは加盟国とIMFとの間に紛争が起ったときは、この紛争は協定解釈の問題としてIMF内部で協定第18条によって解決される。このIMF内部での解決を更に外部の裁判で争えるかが問題である。伝統的な国際法の下では通貨問題は国家の主権に属する死活的問題として、裁判権の範囲から除外されるのが通例であった。

第一項 協定第18条下の解釈

IMF協定の規定の解釈につきIMFと加盟間あるいは加盟国同士の間に疑 (1) 義が生じたときには、理事会がこれを解決する。理事会の解決・決定に関する 疑義を加盟国は3ヶ月以内に総務会に付託することができる。この IMF自体 による I M F 協定の解釈は、国際機関としては稀なことであって、通常、機関の 設立協定の解釈は、外部の国際裁判所あるいは仲裁々判所に委ねる。先ず、何 が協定第18条の下での解釈であるとされるかが問題である。マンによれば、第 18条下の解釈か否かは、その実体によって定まるとされる;即ち、第18条の下 での解釈であるとIMF(理事会あるいは総務会の意)が認めても、経済政策 や原則は解釈の対象にはならないという理由により、第18条の解釈とは見なさ れず、逆に、第18条に言及されずになされた解釈でも、第18条の要件を満たす ならばその下での解釈と見なされる。ヘクスナー(Héxner)も述べているよう に, 第18条下の解釈の体裁をとらない解釈が, 年次報告で「○○条の解釈とし て理事会なり総務会が○○の如く結論を出した」と表現されることがあり、こ れはマンの述べている第18条に言及はされないが第18条の要件を満たす解釈と 見なすことができる。けれどもIMFが自ら第18条下の解釈とするものを実体 的要件を満たしていないからという理由で、そうでないとすることは賛成でき ない。マンの場合には、その判定を最終的には国際裁判あるいは仲裁々判に委 ねることを予定しているから、客観性が担保されるが、後で見るようにIMF 自身による解釈を必ずしも裁判所は取上げることができないために、実は上の 客観性は保証されていないのである。従って政策や原則に関する疑義が第18条 下の解釈として決定されるか否かは、IMFの自治に委ねられているものと解

される。

第二項 解釈の主題 (subject matter)

マンは解釈の主題についても、事実の存否、一般国際法上の問題及び協定の 修正は入らないとして、狭く限定する。 けれども第 18条(a) の「如何なる疑義 (Any question)」という文言は、解釈の主題に何らの制限も加えていないよ うである。従って、事実の認定も解釈の主題になりうると解する。次に国際法 上の問題は、純然たる国際法上の問題の場合(例えば如何なる者も自らの事件 に於て裁判官たりえずという原則が国際法上確立しているか否か、確立してい るとして、それが強行法か否かというような問題)と国際法上の問題が、IM F協定との関係で論点となる場合(例えば、A国の協定義務違反が問われてい るときに、A国が総務会あるいは理事会での投票権を行使することは、上の原 則に反しないか)との二つに分けることができる。仮に第一の範疇の問題であ ったとしても、非司法機関たる国際機関がこれに最終的判断を下すことを禁ず るものはない。特別法は一般法を破るからである。このような問題を外部の裁 判機関に上訴できる途は、後で見るように、ないと考えられる。従って、一般 国際法に関する問題もIMFが第18条の下で解釈できると解する。次に協定の 修正となるような解釈はできないと解する。第18条下の決定よりも第17条下の 改正の手続が厳重であり、両者を区別して規定した意義がなくなるからである。 以上に述べたことにより当然に、義務違反となるか否かの認定も第18条下の 解釈に含まれる。第18条下の解釈は,実質的な改正と考えられるものであって はいけないが、準立法的な性格のものであっても止むを得ないと解される。

第三項 第18条下の解釈の司法的性格の検討

協定第18条下の解釈が司法的性格のものであるか否かを検討する。第一にもし司法的であるならば、当事者は解釈に際して解釈機関に弁論を審理せしめる権利をもつ筈であるが、協定の規定では、理事会に代表を送ることができるにすぎない。更に、何人も自らの訴えに於て裁判官たりえず(nemo judex in resua)の原則により、事件の当事者が解釈の決定のために投票権を行使することが禁じられる筈であるのに禁じられていない。第三に、司法手続に不可欠な

要素である罰則適用のための要件が第18条には規定されていない。第15条第2項(c)で規定されているように、当事国が口頭及び書面で釈明する適当な機会が (12) 与えられることは、罰則を適用するための最少限の要件である。

第四に,解釈機関たる理事会も総務会も裁判官とは做しえない。第五に,解釈権行使方法について何らの言及がなく,政治的行政的かつ裁量的行使を許すものである。特に最終的解釈も,総務会により加重投票で決せられる事実は,司法的性格と相容れない。第六に,第18条下の解釈は,権利についての紛争を必ずしも前提としていない。第七として,解釈の形式が,協定の条文の単なる繰しにすぎず,判決の形式を備えているとは言い難い場合が多い。

以上の理由により I M F 自身による協定解釈は司法的性質を有しないと解される。更に,第12条第 2 項(b)—(viii)で,総務会が,理事会の協定解釈に関する異議の申立を裁決する権限を規定しているが,異議の申立は英文では,appealであり(仏文では appel),上訴を意味することがあるため,第18条下の解釈が司法的であるとの印象を受ける。けれども特定の文言だけを重視してはいけないのであって,協定第18条(b)では,同事項について「付託する (refer)」という表現をしている。 従って,appeal という文言をもって,協定第18条下の解釈を司法的とすることは誤りである。

第四項 第18条下の解釈の最終性及び拘束力

マンによれば、理事会の決定は最終的ではなく、総務会の決定のみが最終的であるとされる。そして第18条(b)における最終性とは、総務会が特定の問題に対して特定の決定を与えた際、それが処理されて、IMF内では最早その特定の問題を蒸し返すことができないという限定された意味で拘束力を持つことであるとされる。総務会の決定は、その特定の問題にしか拘束力をもたず先例とはならない。従って、異なる状況で総務会が追加、限定、言い換えをすることができる。理事会から総務会に異議の申立をされなかった問題は、何度でも理事会で取上げることができる。この根拠とされるのが、第一に、国内法で決定が拘束力をもつためには、final and conclusine と併記されるのが、普通であるのに、協定の規定には、conclusive あるいは、拘束力をもつ (binding) と

いう表現が何らないということにある。

更に彼によれば、final という意味が、総務会から他の機関、例えば、ICJに上訴あるいは付託する途を閉ざした訳でもないとされる。IMF協定は1944年採択されたのに対して、国連憲章が出来たのは1945年、国連とIMFの協定は 1947年であるから、条約解釈についてICJの勧告的意見を要請する途が考えられもしない時点で、それを閉ざす必要は全くないという訳である。

しかしながら、拘束力をもつために final and conclusive と併記しなければならないということが決定的であるかどうか疑わしい。第一に、英米法の慣行が例外を許さない程度に確立しているか否か問題である。仮にこれが肯定されたとしても、第二に、IMF協定が排他的に英米法のみの類推を受けざるをえないか否かが問題である。仮に否とすればICJ規定第59条と第60条は確かに拘束力と最終性を分けて規定しているが、最終性については、「終結とし上訴を許さない」(final and without appeal)と表現している点に注意するべきである。このように、必ずしも final and conclusive という併記によらない例がある。

ヘクスナー(Hexner)の指摘のように、元来、決定(derision)という言葉は拘束力を含蓄するとも考えられる。従って、IMFの解釈上の決定がIMF自身、加盟国、更には、その国内機関をも拘束し、IMF内部に於て先例となることは認められる。但し、ゴールド(Gold)が決定を後で変更できると述べているのは、解釈の拘束力を余りに厳格にして、誤った解釈を出してしまった後でも条文の改正によってしか変更できないといった不合理を慮れてのことである。この場合、新解釈の採用とか、前解釈の訂正という形を採らず、前解釈の意味の明確化という形を採ったため、第18条下の解釈の拘束力を奪うことには

ならなかった。

決定(decision)という言葉に拘束力の含蓄を認めるならば、理事会の決定も当然に拘束力を有することになる。従って、拘束力を失うのは3か月以内に総務会に問題が付託されたときだけである。

第五項 18条下の解釈と国際裁判

マンの立論によれば、第一に、IMFの協定解釈権は排他的なものではなく、他の外部の機関に解釈を求めてもよいとされる。その好例が、強制脱退せしめられた元加盟国とIMF間の、脱退の原因となった義務違反の事実の認定と、義務の範囲の確定に関する争いで、これは、真に客観的な答を必要とするものであるために、司法機関、即ち第18条(c)の下で設立される仲裁々判の審理に服するとされる。仮に仲裁々判所が設立され、元加盟国が義務履行を主張し、それが仲裁々判所によって認められれば、IMFの強制脱退は不法であることになる。従って、第15条の強制脱退との関連で、協定下の義務の確立及び義務違反の認定については、IMFの解釈権は排他的ではなく、その最終的裁判権を仲裁々判所が有することになる。この議論は理論的には可能である。けれども、脱退した元加盟国とIMFとの合意で仲裁々判所を設立する際に、その仲裁々判所の裁判権の範囲が、両者の合意によって定められる。その際に裁判権が、脱退の原因たる事実の認定及び脱退せしめるに際してのIMFの協定解釈の当否まで及ぶことを合意することは、実際上の可能性としては疑わしい。

次に、ICJに勧告的意見が求められたり、IMF加盟国同士のIMF協定に関する紛争が付託された時に、ICJに管轄権があるか否かが問題である。マンはこれを肯定する。彼によれば、IMFの総務会の決定が最終的でかつ拘束力ありとされるのも、国際裁判を除外した場合だけであり、非司法機関の決定に対して上訴の途が開かれることは、国内法のみならず、法の一般原則であるとされる。けれども、IMFでは設立当初から、協定解釈問題を司法機関に委ねず、内部で解決することとされていたのであって、その理由としてIMFの問題が高度に専門的であること、解決には迅速さが必要とされることが考えられていた。そして、設立のためのブレトンウッズ会議の委員会でも「協定の

解釈に基する基金と……加盟国の間の紛争を本基金の機関内部にとどめる」と 言明されていた。

このように、協定解釈権をIMF内部にとどめ、しかも解釈に際して当事国が加重投票権をもって参加できるという仕組が考案された背後には、大国の思惑があった。即ち、国連の安全保障理事会で大国が拒否権を留保し、ICJの強制管轄権に対してアメリカ合衆国が自動的留保を加えたことに対応して、IMFに於ても、協定解釈権を大国が留保したものと考えられる。

更に、国連の安全保障理事会の決定に対してICJへの上訴の途が開かれてはいないように、非司法的機関の決定に対して上訴の途が存すべきことは、国際社会では、決して法の一般原則とは言えない。従って、IMF加盟国間の紛争あるいはIMFと加盟国の紛争につき、国際裁判所には、管轄権がなく、国際裁判所は事件をIMFに移送しなければならない。この問題はICJに於いて議論された。そのとき、当事国はIMF協定の解釈は、ICJではなくIMFで協定第I8条によって行なわれるべきことには同意していたようであるが、その解釈を求める義務が当事者の何れにあるかについてのみ意見が異なってい(28) た。ICJは、この問題を裁判することなく、別の理由によって判決を下した。

但し、IMFの活動に関する法律問題につき、IMFが自ら ICJ に勧告的意見を求めることは、1947年11月15日発効した IMFと国連との協定第8条によって可能である。この点で ICJ には勧告的意見に関する管轄権をIMFに対して有する。尤も、IMFが勧告的意見をICJに求めたことはな(29)い。

結び

IMF体制の固定相場制における国家の義務あるいはそこでの紛争解決法を 検討しても、それは、死児の齢を数えるようなものとの見方があるだろう。確 かに、米国が金ドル交換を停止して以来、固定相場制度は崩れ去り、再び旧に 復して各国が気儘に通貨主権を行使できるかのような感がある。けれども、所 調変動相場制にしても、これが機能を発揮するためには、経済の実勢を反映す

一橋研究第30号

るものでなければならないから、国家の人工的干渉が排除されなければならない。即ち、ここでは国家の不作為義務が大きく浮かび上がってくるのである。 国際通貨制度には、原理的には 固定相場制か 変動相場制の 二つの選択しかない。この何れに於ても諸国の協力、義務の履行なくしては、運営が望めず、破滅へと追いやられるだけである。この故に、固定相場制での法的義務と紛争解決法を確認しておくことは決して無駄ではないであろう。

- (1) I.M.F.協定第18条(a)
- (2) 協定第18条(b)。但し、当初は期間の限定はなく、1969年の改正によって挿入された(F.A.Man, Studies in International Law, at p. 605)
- (3) Joseph Gold, the Interpretation by the International Monetary Fund of It's Articles of Agreement, in International and Comparative Law Quarterly, 1954, at pp. 256—257.
- (4) Mann, op. cit., at pp. 592-594.
- (5) E. P. Hexner, Interpretation by Public International Organizations of Their Basic Instruments, in American Journal of International Law, 1959, at p. 357.
- (6) Mann, op. cit., at pp. 594-595.
- (7) Hexner, op. cit., at p. 347.
- (8) J. Gold, Developments in the Law and Institutions of International Economic Relations, in American Journal of International Law, 1974. at pp. 696—697. 及び E.S. Fawcette, the Place of Law in a International Organization, in British Yearbook of International Law, 1960, at p. 332. 協定の改正には加盟国の3/5、総投票権の4/5を要する(協定第17条)。けれども、解釈については、協定改正前には、単に過半数が必要であっただけで、改正後も、総務会についてのみ、解釈委員会の決定によるとされただけである(協定第18条(b)。
- (9) Hexner, op. cit., at p. 370.
- (10) 協定第18条(a)。
- (11) Mann, op. cit., at p. 596.
- (12) ibid., at pp. 596-597.
- (13) ibid., at pp. 598—599.
- (14) ibid.

IMF体制下における通貨価値決定権と国際裁判

- (15) ibid., at pp. 599-600.
- (16) Fawcette, op. cit., at pp. 325-326.
- (17) Mann, op. cit., at pp. 601-604.
- (18) ibid.
- (19) ibid.
- (20) Mann の引用による。ibid, at p. 603.
- (21) Joseph Gold, Interpretation by the Fund, I.M.F. Pamphlet Series, No. 11, at pp. 26—31. 資本流出のための基金の資金利用を全面的に禁止したかに解される1946年9月26日の理事会決議に,1961年7月28日に理事会自身が,全面的禁止でない旨の説明的解釈決議を追加した事件を指す。
- (22) Mann, op. cit., at pp. 605-606.
- (23) チェコの強制脱退事件では、チェコは脱退後 I MF と協定を締結して清算を行ない、仲裁々制は問題にならなかった (History, vol. J, at p. 364.)。
- (24) Mann, op. cit., at pp. 608-609.
- (25) Gold, I.C.L.Q. 1954, at p. 258.
- (26) ibid.
- (27) Hexner, op. cit., at p. 344.
- (28) 本件は「モロッコのアメリカ人事件」である。Gold, I.C.L.Q. 1954, at pp. 274—276.
- (29) Gold, Interpretation by the Fund, at p. 51.